

令和6年4月から土地・建物の 相続登記の申請が義務化されます

お宅の不動産は亡くなった方の名義のままになっていませんか?

どうしたらいいの… そんな方のために、 司法書士による 相続登記セミナー&相談会開催

日時 / 令和6年2月17日 建 13:00~



セミナーmenu

(掛川会場・袋井会場)

第1部

みなさん、相続登記はお済みですか ~令和6年4月1日から義務化されます~

相続したけど使わない土地は、国が引き取ってくれるかも!? 第2部

相談会では、みなさまのご質問・ご相談に司法書士がお答えします。 いずれも参加無料です。お気軽にお越しください。

開催場所・詳細については裏面へ

【会場·時間】

※事前予約は不要です。 ただし先着順のため、定員になり次第受付終了となる場合があります。

	地域	場所	セミナー	相談会
セミナー・相談会開催	掛川会場	掛川商工会議所 中会議室·小会議室 (掛川市掛川551-2)	13:00~14:00 (定員 名)	14:15~16:15 (定員 組)
	袋井会場	袋井新産業会館キラット あきはホール (袋井市高尾1129-1)	13:00~14:00 (定員 名)	14:15~16:15 (定員 組)
相談会のみ	菊川会場	菊川市商工会 大会議室 (菊川市加茂2156)	_	13:00~15:00 (定員 組)
	浜岡会場	浜岡福祉会館 会議室 (御前崎市池新田1359-1)	_	13:00~15:00 (定員 組)
	大須賀会場	大須賀市民交流センター (掛川市西大渕100)	_	13:00~15:00 (定員 組)

相続登記申請の義務化に関するQ&A

- Q 相続登記申請の義務化とは?
- A 令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、原則、その所有権の取得を 知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。
- Q 対象は令和6年4月1日以降に亡くなった人だけですか?
- A いいえ、それより前に亡くなった方も対象となります。令和6年4月1日より前に亡くなった ケースで相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする 必要があります。まだお済みでない方は、お早めに手続きをしましょう。
- Q 期限内に相続登記をしないとどうなりますか?
- A 正当な理由がなく、期限内に相続登記をしない場合には I O 万円以内の過料が科せられる可能性があります。

主催 静岡県司法書士会掛川支部



相続登記や 相談会の情報は こちらからも 司法書士会 掛川支部



